

## 志學館大学学生支援センター規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園が定める管理及び運営に関する規則第41条第2項及び志學館大学学則第62条の6第2項の規定に基づき、志學館大学学生支援センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項について定める。

### (目 的)

第2条 センターは、指導教員、学務課、保健センター、進路支援センターその他学内関係部署及び学外の関係機関と連携協力し、何らかの専門的支援が必要な学生並びに修学上問題が生じた学生の修学及び学生生活をサポートすることを目的とする。

### (学生支援室)

第3条 センターに学生支援室を置く。

- 2 学生支援室に室長を置く。
- 3 学生支援室に関し必要な事項は、別に定める。

### (業 務)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の修学支援に関する事項
- (2) 学生の生活支援に関する事項
- (3) 学生の心理支援に関する事項
- (4) その他学生の支援に関する事項

### (組 織)

第5条 センターは、次の各号に掲げる職員で構成する。

- (1) センター長
  - (2) 学生支援室長
  - (3) センター委員
  - (4) 進路支援センター職員
  - (5) 保健センター職員
  - (6) カウンセラー
  - (7) 事務職員
  - (8) その他学長が必要と認めた者
- 2 センター長並びに前項第3号及び第8号の者は、本学の専任教員のうちから学長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 事務職員は、本学事務局学務課職員が兼務する。

### (センター運営会議)

第6条 センターに、前条第1項第1号から第7号に掲げる者（第6号の者については代表者若干名）、学長補佐（学務担当）及び学務課長で構成するセンター運営会議を置く。

- 2 センター運営会議は、センター長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

4 センター長が必要と認めたときは、委員以外の者をセンター運営会議に出席させ意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 センターの業務に携わる者は、業務上知り得た秘密を厳守しなければならない。

(事務)

第8条 センターの事務は、学務課で処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 志學館大学学習支援センター規程（平成20年10月29日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月14日から施行する。